

国立研究開発法人物質・材料研究機構 兼業等規程

平成18年3月28日
18規程第10号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員就業規則（平成18年3月31日 18規程第46号。以下「定年制職員就業規則」という。）第6条、国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員就業規則（平成20年3月31日 20規程第16号。以下「キャリア形成職員就業規則」という。）第7条及び国立研究開発法人任期制職員就業規則（平成18年3月28日 18規程第47号）第7条に基づき、兼業、兼務、自営及び副業（以下「兼業等」という。）の許可の基準並びに手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の定年制職員、キャリア形成職員及び任期制職員又は無期雇用契約転換職員をいう。
- (2) 常勤職員 職員のうち常勤の者をいう。
- (3) 常勤職員等 常勤職員及び任期制職員又は無期雇用契約転換職員のうち研究活動若しくは研究基盤構築業務に従事し、かつ、週35時間以上の勤務に服する者をいう。
- (4) センター等 国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（令和5年2月28日 2023規程第7号）第3条に掲げる組織をいう。
- (5) 兼業 常勤職員等が、機構の成果普及、職務上得た知見の社会への還元その他機構の業務に関連して、反復又は継続して機構の業務以外の業務に従事することをいう。ただし、クロスアポイントメント（国立研究開発法人物質・材料研究機構職員人事規程（平成18年3月31日 18規程第6号）第13条の2第2項に定めるものをいう。）によるものを除く。
- (6) 役員兼業 兼業のうち常勤職員等が、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職を兼ねることをいう。
- (7) 役員等 取締役、執行役、監査役、業務を執行する無限責任社員、理事、監事、支配人、顧問、評議員その他これらに準ずるもの（発起人及び清算人を含む。）をいう。
- (8) 一般兼業 役員兼業以外の兼業をいう。
- (9) 兼務 職員が、機構の成果普及、職務上得た知見の社会への還元その他機構の業務に関連して、反復又は継続して報酬を得ずに機構の業務の一環として外部から委嘱された業務に従事することをいう。
- (10) 自営 常勤職員が、自己の名義で商業、工業、金融業、不動産賃貸業等を経営することをいう。
- (11) 副業 常勤職員が、兼業及び自営を除く機構の業務以外の業務に従事す

ることをいう。

- (1 2) 特別な利害関係 物品購入契約、共同研究契約等の契約関係、検査、監査等の監督関係又は許可、認可、検定等の権限行使の関係をいう。

(兼業等審査委員会)

第3条 理事長は、職員から申請があった兼業等の許可に関する所要事項を審査するため、兼業等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(兼業等の状況の周知及び活用)

第4条 理事長は、この規程により職員の兼業等について許可を行ったときは、遅滞なく当該職員の管理監督者に通知するものとする。これを取り消したときも同様とする。

- 2 理事長は、四半期ごとに、職員の兼業等の状況について当該職員の所属するセンター等の長に通知するものとする。
- 3 管理監督者及びセンター等の長は、前2項の規定により得られた情報を、自身が管理又は監督する職員の勤怠等の管理に活用するものとする。

第2章 兼業

第1節 役員兼業

(役員兼業の手続)

第5条 役員兼業の許可を得ようとする常勤職員等は、役員兼業許可申請書（様式1）に必要書類を添えて、より役員兼業開始予定日の1箇月前までに理事長に申請しなければならない。

- 2 理事長は、役員兼業の許可に関し、委員会に審査を行わせる。

(役員兼業の許可基準等)

第6条 理事長は、前条の申請が、次の各号のいずれにも適合するものとして委員会が認めたときは、当該役員兼業を許可する。この場合において、第3号における特別な利害関係又はその発生の可能性がある場合若しくは第4号における特別な利害関係の職に就いた期間がある場合であっても、これらが共同研究及び受託研究に係る場合で、委員会の審査の結果、役員兼業を行うことの必要性が認められたときは、当該役員兼業を許可する。

- (1) 当該申請に係る役員兼業の従事先（以下この節において「役員兼業先」という。）の役員等としての職務に従事することが、機構の成果普及等に資するものであること。
- (2) 役員兼業先の役員等としての職務に従事するために必要な知見を有すること。
- (3) 常勤職員等の職と役員兼業先（役員兼業先が子会社（会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、その親会社（会社法第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 前条の許可の申請前2年以内に、常勤職員等が役員兼業先との間に、特別な利害関係のある職に就いていた期間がないこと。
- (5) 兼業（既に許可を受けた他の役員兼業及び一般兼業を含む。所定休日又は

深夜（午後１０時から翌日午前５時までをいう。以下同じ。）に行うものを除く。）及び兼務（第２３条第１項第４号イからへまでのいずれかに該当する場合を除く。第１６条第１項第４号において同じ。）に従事する時間の合計が、原則として、年５０日を超えないこと。

- （６）報酬の額が社会通念上妥当な範囲内であること。
- （７）役員兼業先の役員等としての職務の遂行において新たな知的財産の創出が見込まれず、かつ、当該職務が機構の対価発生業務（国立研究開発法人物質・材料研究機構対価発生業務にかかる積算及び配分に関する細則（平成２４年７月３１日 ２４細則第１３号）第２条に規定するものをいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- （８）前各号に掲げるもののほか常勤職員等としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- （９）機構の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- （１０）その他別に定める基準に適合すること。

- ２ 理事長は、前条の申請が、次の各号のいずれにも適合するものとして委員会が認めたときは、勤務時間の一部を割いて行う役員兼業（以下「勤務時間内役員兼業」という。）に従事することができることを前提に、前項の許可を行うことができる。

- （１）勤務時間を割いて兼業を行わなければ、当該役員兼業の実施に支障が生じると見込まれること。
- （２）勤務時間を割いて兼業を行ったとしても、機構の業務に支障が生じないと見込まれること。

- ３ 役員兼業の許可は、原則として２年を超えない期間とする。

（変更の申請）

第７条 常勤職員等は、第５条により申請した内容のうち、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、役員兼業内容変更許可申請書（様式１の２）により速やかにその旨を理事長に申請し、その許可を得なければならない。

- （１）役員兼業先の名称
- （２）役員兼業先の事業内容
- （３）役員兼業先の親会社
- （４）兼ねようとする役員等の職務の内容
- （５）役員等の職務への予定従事時間
- （６）兼業期間（短縮する場合に限る。）
- （７）その他特に必要と認められる事項

（役員兼業許可の取消）

第８条 理事長は、第６条により許可した役員兼業が、同条第１項又は第２項に定める基準に合致しない場合は、役員兼業の許可を取り消すことができる。

- ２ 理事長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、役員兼業の許可を取り消すことができる。
 - （１）虚偽の事実を記載して第５条の申請又は次条第１項の申請を行った場合
 - （２）前条の届出、次条第４項の報告又は第１１条の報告を怠った場合
 - （３）虚偽の事実を記載して前条の届出、次条第４項の報告又は第１１条の報告を行った場合

（勤務時間内役員兼業）

第９条 常勤職員等は、勤務時間内役員兼業に従事することができることを前提として

役員兼業を許可された場合において、勤務時間内役員兼業に従事する場合は、勤務時間内兼業許可申請書（様式２）により、その都度、理事長に申請しなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請が次の各号のいずれにも適合するものとして認めたときは、当該勤務時間内役員兼業を許可するものとする。
 - （１）勤務時間を割いて兼業を行わなければ、当該役員兼業の実施に支障が生じること。
 - （２）勤務時間を割いて兼業を行ったとしても、機構の業務に支障が生じないこと。
- 3 常勤職員等が勤務時間内役員兼業に従事した時間については、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程（平成１３年４月２日 １３規程第９号。以下「定年制職員給与規程」という。）第３６条、国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員給与規程（平成２０年３月３１日 ２０規程第１７号。以下「キャリア形成職員給与規程」という。）第３５条又は国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員給与規程（平成１８年３月３１日 １８規程第３号。以下「任期制職員給与規程」という。）第１７条の規定により給与を減額する。
- 4 勤務時間内役員兼業に従事する常勤職員等は、当該勤務時間内役員兼業が終了した場合は、速やかに勤務時間内兼業状況報告書（様式３）により、理事長に報告しなければならない。

（役員兼業休職）

- 第１０条 定年制職員及びキャリア形成職員は、第５条第１項（第３号及び第５号を除く。）のいずれにも適合し、かつ、主として当該役員等の職務に従事する必要がある、職員としての職務に従事することができない場合は、事前に理事長の許可を得て、休職して役員兼業に従事することができる。
- 2 定年制職員及びキャリア形成職員が、役員兼業を行うために休職する場合の取扱いについては、定年制職員就業規則第４３条第１項第５号及びキャリア形成職員就業規則第４５条第１項第５号の定めるところによる。

（役員兼業に関する報告）

- 第１１条 役員兼業に従事する常勤職員等は、４月から９月まで及び１０月から翌年３月までの期間（以下「半期」という。）ごとに、役員兼業に係る事項について、当該半期終了後２０日以内に役員兼業状況報告書（様式４）により、理事長に報告しなければならない。

（役員兼業許可の概要の公表）

- 第１２条 理事長は、半期ごとに、常勤職員等の役員兼業の状況について公表するものとする。

（役員兼業終了後の業務の制限）

- 第１３条 理事長は、役員兼業を行った常勤職員等を、兼業終了の日から２年間、当該役員兼業を行っていた企業との間に、特別な利害関係のある業務に従事させてはならない。ただし、当該常勤職員等が当該企業との間で共同研究を行う、又は当該企業から研究を受託する場合において、委員会の審査の結果、当該共同研究又は受託研究を行うことの必要性が認められたときは、この限りでない。

（役員兼業に係る禁止事項）

第14条 常勤職員等は、役員兼業を行うにあたっては電子メール及び郵便物の受領並びに別途許可を得た場合を除いて機構の予算、人員、施設、設備その他の資源を使用してはならない。

第2節 一般兼業

(一般兼業の手続)

- 第15条 一般兼業の許可を得ようとする常勤職員等は、一般兼業許可申請書(様式5)に当該一般兼業の内容を示す資料その他の必要書類を添えて、一般兼業開始予定日の2週間前までに理事長に申請しなければならない。
- 2 一般兼業の許可に関し、理事長は必要に応じて委員会に審査を行わせることができる。
 - 3 第1項の規定に関わらず、兼業先における業務が1日以内又は連続する1回の用務により完了する場合であって、国立研究開発法人物質・材料研究機構倫理規程(平成18年3月31日18規程第12号。以下「倫理規程」という。)その他の規程等の定めによるときは、この規程による手続きを要しない。

(一般兼業の許可基準等)

- 第16条 理事長は、前条第1項の申請が次の各号のいずれにも適合するときは、当該一般兼業を許可する。この場合において、第3号における特別な利害関係又はその発生の可能性がある場合であっても、これらが共同研究及び受託研究に係る場合で、委員会の審査の結果、一般兼業を行うことの必要性が認められたときは、当該一般兼業を許可する。
- (1) 当該申請に係る一般兼業の従事先(以下この節において「一般兼業先」という。)の職務に従事することが、機構の成果普及等に資するものであること。
 - (2) 一般兼業先の職務に従事するために必要な知見を有すること。
 - (3) 申請する常勤職員等の職と一般兼業先(一般兼業先が子会社である場合にあっては、その親会社を含む。)との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - (4) 兼業(役員兼業及び既に許可を受けた他の一般兼業を含む。所定休日又は深夜に行うものを除く。)及び兼務に従事する時間の合計が、原則として、年50日(移動日を含む。)を超えないこと。
 - (5) 報酬の額が社会通念上妥当な範囲内であること。
 - (6) 一般兼業先での職務の遂行において新たな知的財産の創出が見込まれず、かつ、当該職務が機構の対価発生業務に該当しないこと。
 - (7) 常勤職員等としての職務の遂行に支障が生じないこと。
 - (8) 機構の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
 - (9) その他別に定める基準に適合すること。
- 2 理事長は、前条第1項の申請が次の各号のいずれにも適合するときは、勤務時間の一部を割いて行う一般兼業(以下「勤務時間内一般兼業」という。)に従事することができることを前提に、前項の許可を行うことができる。
- (1) 勤務時間を割いて兼業を行わなければ、当該一般兼業の実施に支障が生じると見込まれること。
 - (2) 勤務時間を割いて兼業を行ったとしても、機構の業務に支障が生じないと見込まれること。
- 3 一般兼業の許可は、原則として2年を超えない期間とする。ただし、勤務時間内一般兼業の場合は、原則として1年を超えない期間とする。

(変更の申請)

第17条 常勤職員等は、第15条第1項により申請した内容のうち、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、一般兼業内容変更許可申請書(様式5の2)により速やかにその旨を理事長に申請し、その許可を得なければならない。

- (1) 一般兼業先の名称
- (2) 一般兼業先での職名又は職務内容
- (3) 一般兼業先の従事態様
- (4) 兼業期間(短縮する場合に限る。)
- (5) その他特に必要と認められる事項

(一般兼業許可の取消)

第18条 理事長は、第16条により許可した一般兼業が、同条第1項又は第2項に定める基準に合致しない場合は、一般兼業の許可を取り消すことができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の事実を記載して第15条第1項の申請又は次条第1項の申請を行った場合
- (2) 前条の申請又は次条第4項の報告を怠った場合
- (3) 虚偽の事実を記載して前条の申請又は次条第4項の報告を行った場合

(勤務時間内一般兼業)

第19条 常勤職員等は、勤務時間内一般兼業に従事することができることを前提として一般兼業を許可された場合において、勤務時間内一般兼業に従事しようとするときは、勤務時間内兼業許可申請書(様式2)により、その都度、理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項の申請が次の各号のいずれにも適合するものとして認めたときは、当該勤務時間内一般兼業を許可するものとする。

- (1) 勤務時間を割いて兼業を行わなければ、当該一般兼業の実施に支障が生じること。
- (2) 勤務時間を割いて兼業を行ったとしても、機構の業務に支障が生じないこと。

3 常勤職員等が勤務時間内一般兼業に従事した時間については、定年制職員給与規程第36条、キャリア形成職員給与規程第35条及び任期制職員給与規程第17条の規定により給与を減額する。

4 勤務時間内一般兼業に従事する常勤職員等は、当該勤務時間内一般兼業が終了した後速やかに勤務時間内兼業状況報告書(様式3)により、理事長に報告しなければならない。

(一般兼業台帳の整備)

第20条 理事長は、常勤職員等の一般兼業に関する台帳を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 許可年月日
- (2) 氏名
- (3) 所属
- (4) 一般兼業先及びその職名
- (5) 兼業予定期間
- (6) 予定される兼業従事時間及び兼業報酬

(一般兼業の禁止事項)

第21条 常勤職員等は、一般兼業を行うにあたっては電子メール及び郵便物の受領並びに別途許可を得た場合を除いて機構の予算、人員、施設、設備その他の資源を使用してはならない。

第3章 兼務

(兼務の手続)

第22条 兼務の許可を得ようとする職員は、兼務許可申請書(様式6)に当該兼務の内容を示す資料その他の必要書類を添えて、兼務開始予定日の2週間前までに理事長に申請しなければならない。

- 2 兼務の許可に関し、理事長は必要に応じて委員会に審査を行わせることができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、兼務の従事先(以下この章において「兼務先」という。)における業務が1日以内又は連続する1回の用務により完了する場合であって、倫理規程その他の規程等の定めによるときは、この規程による手続きを要しない。

(兼務の許可基準)

第23条 理事長は、前条第1項の申請が次の各号のいずれにも適合するときは、当該兼務を許可する。この場合において、第3号における特別な利害関係又はその発生可能性がある場合であっても、これらが共同研究及び受託研究に係る場合で、委員会の審査の結果、兼務を行うことの必要性が認められたときは、当該兼務を許可する。

- (1) 当該申請に係る兼務先の職務に従事することが、機構の成果普及等に資するものであること。
- (2) 兼務先の職務に従事するために必要な知見を有すること。
- (3) 申請する職員の職と兼務先(兼務先が子会社である場合にあっては、その親会社を含む。)との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 兼務(既に許可を受けた他の兼務を含む。)及び兼業(所定休日又は深夜に行うものを除く。)に従事する時間の合計が、原則として、年50日(移動日を含む。常勤職員以外の職員又は在籍出向者にあつては機構の業務に従事すべき年間の勤務時間数を常勤の時間数で除した割合を乗じた日数を兼務の上限とする。)を超えないこと。ただし、次に掲げる兼務に従事する場合は、この限りでない。

イ 国の委員会等の業務

ロ 国、地方自治体、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人科学技術振興機構又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構より委嘱される研究課題の評価又は審査に係る業務

ハ 機構が締結したNIMS連携大学院協定に基づく業務

ニ 機構が締結した連携大学院協定に基づく学生受入れに係る研究指導業務

ホ 学協会の理事、幹事、委員等の業務

ヘ 機構が締結した共同研究契約の履行のために必要な業務

- (5) 兼務先での職務の遂行において新たな知的財産の創出が見込まれず、か

つ、当該職務が機構の対価発生業務に該当しないこと（機構が締結した共同研究契約の履行のために必要な業務に従事する場合を除く）。

(6) 前各号に掲げるもののほか職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

(7) 機構の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(8) その他別に定める基準に適合すること。

2 兼務の許可は、原則として2年を超えない期間とする。

(変更の申請)

第24条 職員は、第22条第1項により申請した内容のうち、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、兼務内容変更許可申請書（様式6の2）により速やかにその旨を理事長に申請し、その許可を得なければならない。

(1) 兼務先の名称

(2) 兼務先での職名又は職務内容

(3) 兼務先の従事態様

(4) 兼務期間（短縮する場合に限る。）

(5) その他特に必要と認められる事項

(兼務許可の取消)

第25条 理事長は、第23条により許可した兼務が、同条に定める基準に合致しない場合は、兼務の許可を取り消すことができる。

2 理事長は、前項に定めるもののほか次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽の事実を記載して第22条第1項の申請を行った場合

(2) 前条の申請を怠った場合

(3) 虚偽の事実を記載して前条の申請を行った場合

(兼務台帳の整備)

第26条 理事長は、職員の兼務に関する台帳を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 許可年月日

(2) 氏名

(3) 所属

(4) 兼務先及びその職名

(5) 兼務予定期間

(6) 予定される兼務従事時間

第4章 自営

(自営の手続)

第27条 自営の許可を得ようとする常勤職員は、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営にあつては自営許可申請書（不動産等賃貸関係）（様式7）、太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売に係る自営にあつては自営許可申請書（太陽光電気の販売関係）（様式8）、不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営にあつては自営許可申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）（様式9）に必要書類を添えて、理事長に申請し、その許可を得なければ

ならない。

- 2 自営の許可に関し、理事長は必要に応じて委員会に審査を行わせることができる。

（自営に係る事業の規模）

第28条 前条の自営の許可を得ようとする場合における次の各号に掲げる事業の経営が、当該各号に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営に当てるものとして取り扱うものとする。

- (1) 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等 大規模に経営され客観的に営利を主目的とすると判断される場合
- (2) 不動産又は駐車場の賃貸 次のいずれかに該当する場合

イ 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- ① 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。
- ② 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。
- ③ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。
- ④ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。
- ⑤ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

ロ 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- ① 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。
- ② 駐車台数が10台以上であること。
- ③ 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額500万円以上である場合

ハ イ又はロに掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

- (3) 太陽光電気の販売 販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合

（自営の許可基準等）

第29条 理事長は、第27条の申請のうち、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営の申請が、次の各号に掲げる基準を満たしている場合は、当該自営を許可する。

- (1) 常勤職員の職と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
- (2) 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により常勤職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること
- (3) 機構の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

- 2 理事長は、第27条の申請のうち、太陽光電気の販売に係る自営の申請が、次の各号に掲げる基準を満たしている場合は、当該自営を許可する。

- (1) 常勤職員の職と許可に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (2) 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者委ねること等により常勤職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

(3) 機構の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

3 理事長は、第27条の申請のうち、不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営の申請が、次の各号に掲げる基準を満たしている場合は、当該自営を許可する。

- (1) 常勤職員の職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
- (2) 常勤職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により常勤職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること
- (3) 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること又は相当の理由があるものとして理事長が認めたもの
- (4) 機構の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

(変更の許可申請)

第30条 自営の許可を受けた常勤職員が配置転換等により職に異動を生じた場合又は許可に係る自営の内容に変更があった場合は、当該職の異動又は自営の内容の変更後1箇月以内に改めて許可を受けなければならない。ただし、配置転換等が生じた場合であっても、理事長が配置転換等後の職と許可に係る自営との間においても特別な利害関係又はその発生のおそれがないと認めるときは除く。

(不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の自営に係る報告)

第31条 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の自営を行う常勤職員は、毎年度における自営の状況について当該年度の末日から20日以内に自営状況報告書(様式10)を提出しなければならない。

(自営許可の取消)

第32条 理事長は、常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の事実を記載して第27条第1項の申請を行った場合
- (2) 第30条の許可の申請を怠った場合
- (3) 虚偽の事実を記載して第27条の許可の申請を行った場合
- (4) 虚偽の事実を記載して前条の報告を行った場合

第5章 副業

(副業の取扱い)

第33条 常勤職員は、次の各号に掲げる場合を除き、副業をしてはならない。

- (1) 常勤職員が、次のいずれにも適合するものとして、事前に副業届出書(様式11)により理事長へ届け出たとき
 - イ 当該届出に係る副業の対象事業が、営利を目的としないもの又はこれに準じるものであること
 - ロ 常勤職員の職と当該届出に係る副業の従事先(当該従事先が子会社である場合にあっては、その親会社を含む。)との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
 - ハ 常勤職員としての職務の遂行に支障がないこと
 - ニ 機構の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

- (2) 常勤職員が公職に就任する場合において、事前に副業届出書（様式 1 1）により理事長へ届け出たとき
- 2 前項の規定にかかわらず、常勤職員は、同項第 1 号の副業を報酬を得ずに行う場合は、届出をせずにこれを行うことができる。
 - 3 副業の届出に関し、理事長は必要に応じて委員会に審査を行わせることができる。

第 6 章 株式等による報酬の取扱い

（兼業等による株式等の報酬）

- 第 3 4 条 常勤職員等が、兼業等の許可の申請又は届出を行うときに、当該申請又は届出に係る兼業等の従事先（以下「兼業等の従事先」という。）から株式等による報酬（以下「エクイティ報酬」という。）を受領することが予定される場合は、株式等の種類、予定数、予定価額及び受領予定年月日を記載したエクイティ報酬予定内訳書（様式 1 2）を申請書又は届出書に添付しなければならない。ただし、株式等の予定価額の算定が困難な場合はその価額の記載を省略することができる。
- 2 前項のエクイティ報酬予定内訳書（様式 1 2）を添付する場合は、当該兼業等の従事先における株式等による報酬とすることを規定した報酬規程等及び株式等を報酬としなければならない特別の理由が分かるものを提出しなければならない。
 - 3 エクイティ報酬として受領することのできる株式等の種類は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 株式
 - (2) 新株引受権証書
 - (3) 新株予約権
 - (4) 新株予約権付社債
 - 4 前三項の規定は、常勤職員等が兼業等を開始した後に、当該兼業等の従事先からエクイティ報酬を受領する予定が生じた場合に準用する。

（エクイティ報酬の報告）

- 第 3 5 条 エクイティ報酬の受領を予定した兼業等については、半期ごとに、半期終了後 2 0 日以内にエクイティ報酬受領報告書（様式 1 3）により理事長に報告しなければならない。なお、それぞれの半期内にエクイティ報酬の受領がなかった場合においてもこの報告書を提出するものとする。
- 2 エクイティ報酬の額が確定した場合は、その額を含めてエクイティ報酬確定報告書（様式 1 4）により理事長に報告しなければならない。この報酬額の確定の報告が完了するまで前項に規定する報告書の提出を継続するものとする。
 - 3 理事長は、常勤職員等が第 1 項又は第 2 項に規定する報告を怠った場合は、当該兼業等の許可を取り消すことができる。

第 7 章 その他

（相談及び事務）

- 第 3 6 条 職員の兼業等の許可、届出、報告及び従事等に関する相談又は事務は、人事・総務部門人事室において対応するものとする。

(雑則)

第37条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日 20規程第53号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月9日 21規程第25号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日 22規程第11号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月11日 23規程第61号)

この規程は、平成23年5月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年1月28日 26規程第10号)

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日 27規程第36号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月28日 28規程第70号)

この規程は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年2月27日 30規程第9号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月25日 2020規程第11号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日 2020規程第32号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月1日 2021規程第70号)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日 2023規程第32号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月26日 2025規程第40号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。